修繕積立金の積立て区分、費用負担及び支出等に関する細則

(趣旨)

第1条 この細則は、つつじ野団地管理規約(以下「規約」という。)第26条第3項 の規定により、修繕積立金の積立て区分、費用負担割合及び支出等に関し、規約第7 4条の規定に基づき必要な事項を定めるものとする。

(積立て区分)

第2条 修繕積立金の積立て区分(以下「区分」という。)は次表に掲げるとおりとし、 理事長は組合員が納付する修繕積立金を区分毎に積立てるものとする。

区分		区分に属する住棟番号
(イ)	3階建	1街区2、6、7、14号棟
	(メゾネット)	
(口)	5階建	1街区17、24、25号棟
	(3LDK)	2街区14~16号棟
		3街区13号棟
(11)	5階建	1街区22、23号棟
	(4LDK)	3街区14、15号棟
		4街区18、34号棟
(=)	8階建	4街区16、17号棟
(木)	2階建	1街区1、3~5、8~10、13、
	(テラス)	18~21、26~40号棟
		2街区1、2、4、5、7~13号棟
		3街区1~12号棟
		4街区1、2、4~7、9~15、
		20~27、29~33号棟
(^)	3階建	1街区11、12、15、16、41号棟
	(テラス)	2街区3、6号棟
		4街区3、8、19、28号棟

(費用負担)

- 第3条 各組合員の修繕費の負担方法は、次の各号に掲げるところによる。
 - 一 規約第29条第2項に掲げる土地、附属施設及び団地共用部分について修繕費を 支出するときは、全組合員がその所有する住宅の戸数により按分して負担する。
 - 二 規約29条第3項に掲げるそれぞれの棟の共用部分について修繕費を支出する ときは、当該修繕を要したそれぞれの棟の共用部分が属する各区分の組合員がその 所有する住宅の戸数により按分して負担する。

(支出)

第4条 理事長は、規約第29条第2項及び第3項に規定する修繕を行ったときは、前条の負担割合に基づき、各区分毎に積立てた修繕積立金の中から各区分ごとに区分して支出するものとする。

(細則外事項)

第5条 この細則に定めのない事項については、規約及び総会の決議で定められたところによる。

(細則の改廃)

第6条 この細則の変更又は廃止は、総会の決議を経なければならない。ただし、この 細則の変更が規約の変更を必要とする事項であるときは、規約の変更を経なければ、 することができない。

(細則原本)

- 第7条 この細則を証するため、理事長及び理事長の指名する2名の組合員が記名押印した細則を1通作成し、これを細則原本とする。
- 2 細則原本は、理事長が保管し、団地建物所有者又は利害関係人の書面による請求が あったときは、これを閲覧させなければならない。この場合において、閲覧につき、 相当の日時、場所等を指定することができる。
- 3 理事長は、所定の掲示場所に、細則原本の保管場所を掲示しなければならない。

附則

この細則は、昭和56年3月26日から効力を発する。

附則

この変更細則は、平成6年5月29日から効力を発する。

附則

この変更細則は、平成18年5月21日から効力を発する。

この細則を証するため、理事長及び理事長の指名する2名の組合員が記名押印した細則を1通作成し、これを細則原本とする。

平成18年5月21日

理事長 1街区35号棟101号室 柴田 明組合員 2街区15号棟207号室 諸井 正純

組合員 4街区18号棟203号室 中川 博之